

地方公共団体の入札契約における
総合評価方式の活用について

平成20年4月21日
総務省

平成19年度入札契約適正化法に基づく地方公共団体の実施状況調査の結果

総合評価方式の導入状況

すべての都道府県及び指定都市において、同制度を導入済み。
市区町村において、24.3%の団体で導入済み(平成18年度 2.0%)。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況

すべての都道府県及び指定都市において、いずれかの制度を導入済み。
市区町村において、22.3%の団体でいずれの制度も未導入(平成18年度 26.5%)。

予定価格等の事前公表の状況

予定価格

	平成19年度
都道府県	83.0%
指定都市	100.0%
市区町村	70.1%

最低制限価格

	平成19年度
都道府県	13.3%
指定都市	40.0%
市区町村	38.3%

低入札調査基準価格

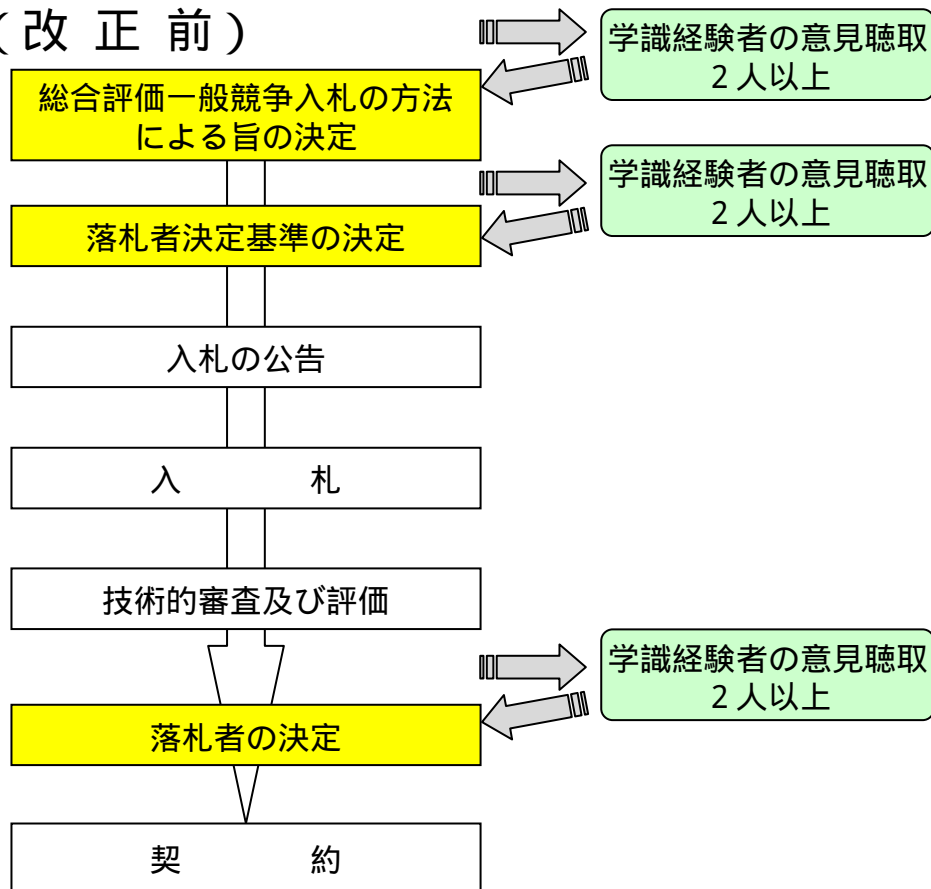
	平成19年度
都道府県	18.9%
指定都市	37.5%
市区町村	36.3%

上記比率は、予定価格等の公表を行う団体のうち事前公表(事後公表との併用を含む。)を行う団体の割合である。

予定価格等の公表については、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うこととしている。また、予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表することとしている。(平成20年3月31日付け総務省・国土交通省要請通知)

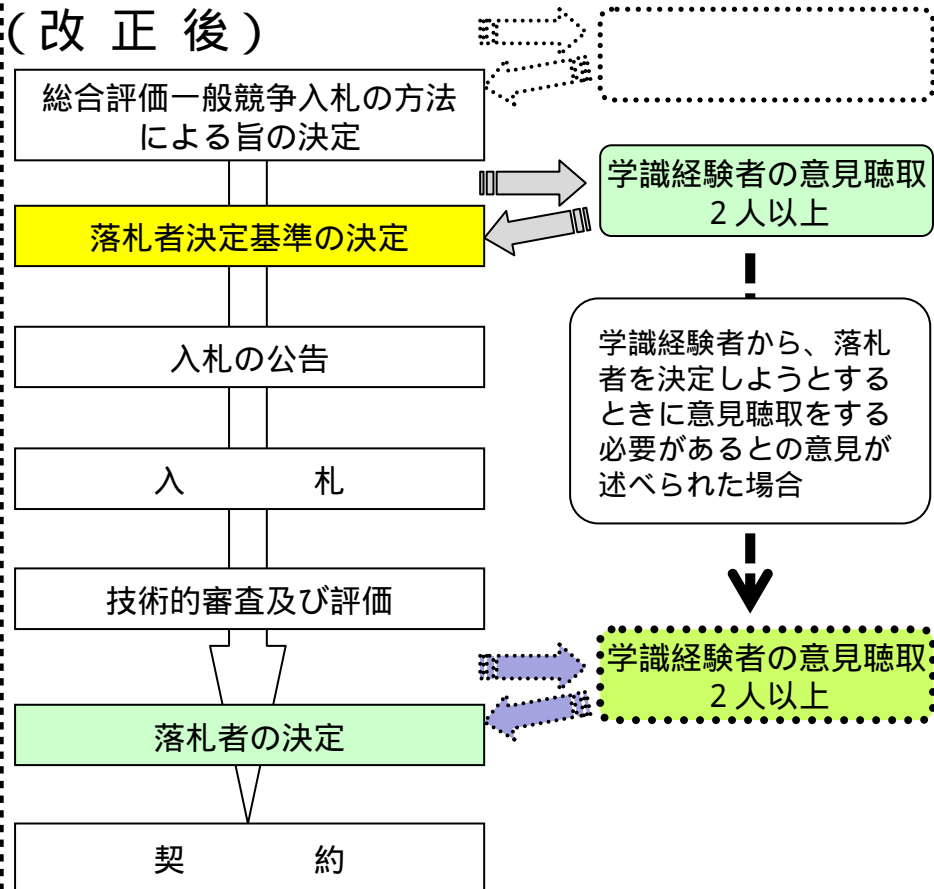
総合評価方式における学識経験者の意見聴取手続の簡素化 (地方自治法施行令の一部改正：平成20年3月1日施行)

(改正前)



総合評価方式による競争入札を行おうとするときは、総合評価一般競争入札の方法による旨の決定、落札者決定基準の決定、落札者の決定、それぞれの場合において、学識経験者の意見を聴取しなければならず、手続が煩雑。

(改正後)



学識経験者による意見聴取を、落札者決定基準の決定のみとした上で、当該意見聴取において落札者を決定しようとするときに意見聴取をする必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者の決定の際にも学識経験者の意見を聴取しなければならない旨を規定。

総合評価方式における低入札価格調査制度の運用について

総合評価方式における低入札価格調査制度の制度趣旨

低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10）は、低価入札をした者が完全な履行をしないこと等により、結果的に地方公共団体が損害を蒙るおそれがあることから、これを避けることを目的としたもの。

これは総合評価競争入札においても同様に考えられることから、地方自治法施行令第167条の10の2第2項において規定。

価格による失格基準

調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札を失格とする基準（価格による失格基準）を定めることにより、更に高いダンピング防止効果を得ることが可能。

総合評価方式における最低制限価格制度の適用

総合評価方式の性質上、低入札価格調査制度のみが規定。このため、総合評価方式の適用対象工事については、価格による失格基準を定めることにより、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果を得ることが可能であり、その活用を図っていくことが重要。

低入札価格調査制度における価格による失格基準の活用事例

価格による失格基準の具体的な設定方法は、例えば以下のような方法があるが、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することが必要。

（工事の経費項目別の一定割合に相当する価格）

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が以下の割合を下回る場合は失格

（設定例）

直接工事費の 85%、共通仮設費の 70%、現場管理費の 50% 又は一般管理費の 20%

（工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計）

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格が予定価格の積算の前提とした費目別金額から以下の式により算出した失格基準を下回る場合は失格

（設定例）

失格基準 = 直接工事費の 75% + 共通仮設費の 70% + 現場管理費の 60% + 一般管理費の 30%

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

政府調達協定対象工事は原則入札ポンドを導入。
下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
適切に地域要件を設定。
地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
適切な地域要件の設定、入札ポンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
低入札価格調査基準価格の見直し。
施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。

入札契約適正化法に基づく主要要請内容について

(平成20年3月31日付け総務省・国土交通省委請通知)

入札契約適正化法に基づく主要要請事項

総合評価方式の年度ごとの実施目標の設定による導入・拡大

総合評価方式における低入札価格調査と価格による失格基準の併用

予定価格や最低制限価格等の事前公表の弊害を踏まえ、取りやめ等の適切な対応

入札ボンド制度の積極的活用、過去の工事实績及び成績、地域要件等、適切な競争参加条件の設定

体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策 等

体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策等

1．入札契約適正化法に基づく主な要請事項

体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

- ・都道府県においては、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。
- ・国による研修等の機会を積極的に活用されたいこと。
- ・都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うこと。

2．国及び都道府県における支援方策等

(国による支援)

総合評価方式の拡大等に伴い、技術職員の更なる技術能力の向上が求められていることから、市町村職員の技術能力等専門知識の向上を目的とした研修会を開催予定

- ・市町村職員中央研修所（千葉市）でのセミナーの開催の継続（平成20年9月開催予定）
- ・全国市町村国際文化研修所（大津市）でのセミナーの新規開催を予定（平成20年12月開催予定）

地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定（平成20年3月 国土交通省）

発注者支援技術者制度の全国統一化（平成20年度中）

国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を設置（平成20年度中）

(都道府県による支援例)

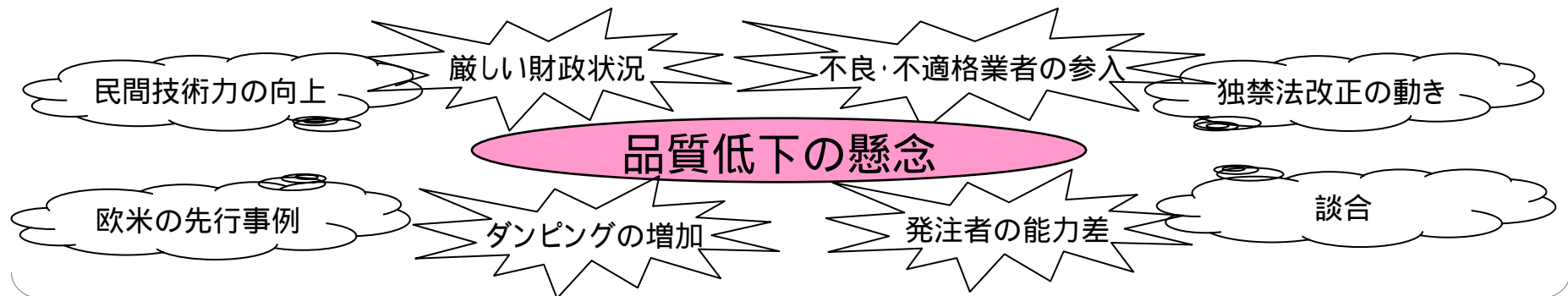
都道府県職員等のいわゆる団塊世代の退職した技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば都道府県の建設技術センターの活用、都道府県等への人材バンクの設置

公共調達の新時代に向けて

平成20年4月21日

国土交通省 大臣官房 技術審議官
佐藤 直良

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

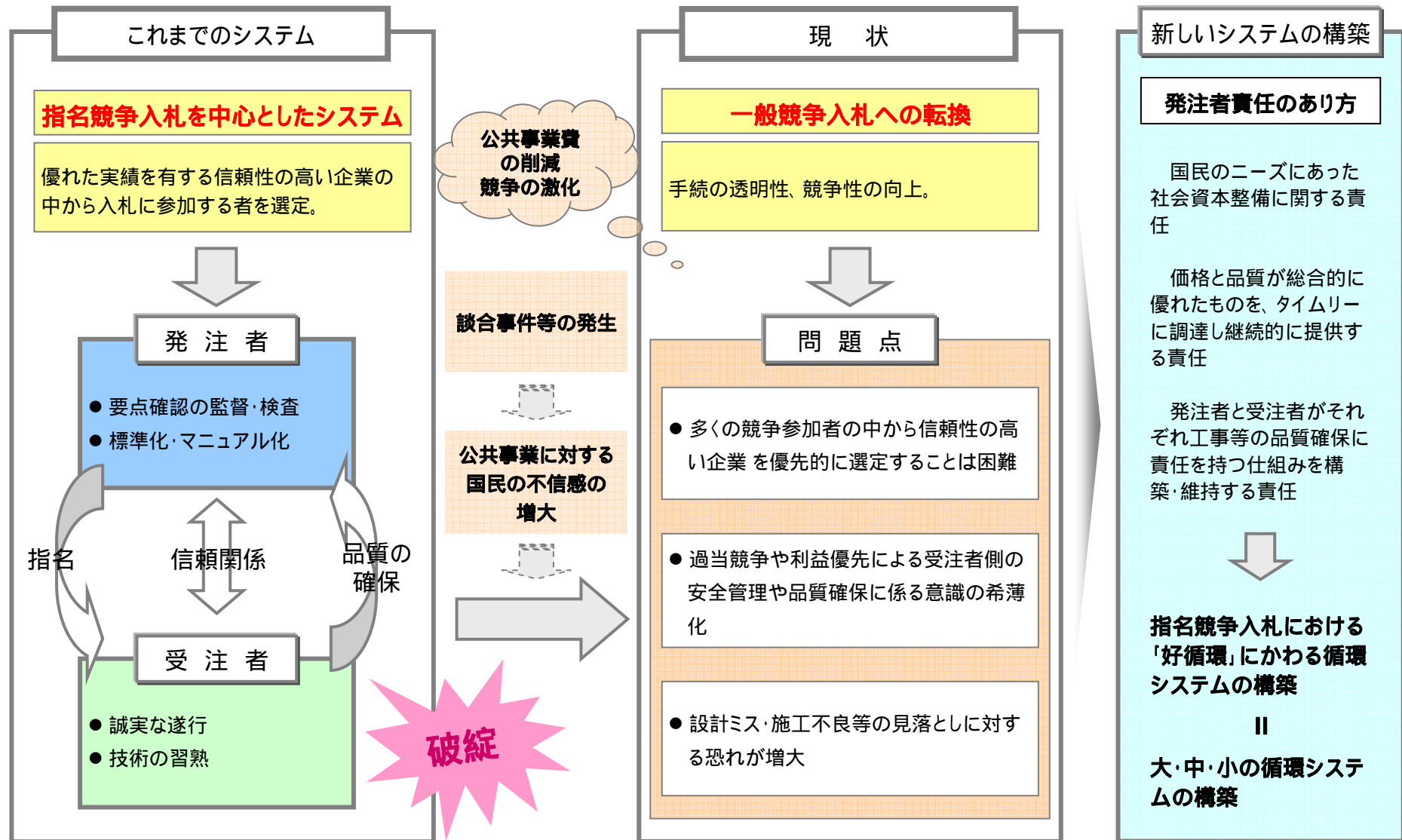
公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

建設生産システムの現状と発注者責任を果たすための課題



一般競争下での良い循環を目指して

【小循環】

個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み

【中循環】

企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み

【大循環】

建設生産システム全体を通じて各段階の経験が着実に次の段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み

一般競争入札の対象拡大(H20年度中に6,000万円以上)と総合評価落札方式の拡充
 詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注方式等、多様な発注方式の採用

